

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成 28 年 3 月 16 日
戦 略 企 画 部

県民の声を受けて、平成 28 年 3 月 1 日及び同月 16 日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別表のとおりです。

声の件数は 21 件ですが、このうち 4 件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は 26 件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の 1 及び 2 のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A 及び B を記した主な内容は 3 のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の 7 種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案 意見	苦情	要望	照会	相談	激励 賛同	その他	計
件数	17	4	4			1		26

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の 6 区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既に実施 している	県民の声 を受けて 実施した	今年度内 に反映し たい	次年度以 降に反映 したい	施策の参 考とする	反映は困 難である	計
防災対策部								
戦略企画部							2	2
総務部		2				1	2	5
健康福祉部		1						1
環境生活部		1				1	1	3
地域連携部							1	1
農林水産部		1						1
雇用経済部		1				3	1	5
県土整備部								
出納局								
企業庁		1						1
病院事業庁								
議会事務局						3		3
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		1		1			2	4
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		8		1		8	9	26

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを記したもの）

ア 職員の勤務時間中の携帯電話についての提案・意見 No. 4

イ 職員の通勤マナーや勤務時間中の対応についての苦情 No. 5、No. 6、No. 11

ウ 交通事故相談の対応についての御礼 No. 10

(2) 職員の気付きにつながると思われるもの（別表の整理番号欄にBを記したもの）

ア 暴風雪警報発表時の対応についての要望 No. 24

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成28年3月1日及び同月16日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公表したもの(26件)
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A又はBを記したものは、今月の主な内容(6件)
- Aは職員に関するもの(5件)及びBは職員の気付きにつながると思われるもの(1件)

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	件名	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
1 (16) (25)	2016/1/20	電子メール	提案意見	サミット記念給付型奨学金制度について	戦略企画部	戦略企画総務課	<p>国においては、現在、奨学金制度に対する不安を低減し、安心して貸与を受けられる観点から、制度の充実・改善を図るため、平成27年10月に「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」が設置され、先頃、第一次まとめ(案)が示されたところです。第一次まとめ(案)では、最低返還月額を2,000円~3,000円としており、平成29年度新規貸与者からの適用が予定されています。現在、パブリックコメントが行われており、県としても今後の動きを注視しているところです。</p> <p>※文部科学省パブリックコメントHP : http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/02/1366895.htm</p> <p>なお、給付型奨学金ではありませんが、本県では、若者の県内定着を促進するため、県内の南部地域等条件不利地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を平成28年度に創設することとしています。</p>	反映は困難である
2	2016/2/1	電子メール	提案意見	伊勢志摩サミットのレガシーについて	戦略企画部	企画課	<p>御意見ありがとうございます。県では、伊勢志摩サミット開催によって地域にもたらされる有形無形の好影響を指して「レガシー」という言葉を用いています。「レガシー(legacy)」の用法については、国際オリンピック委員会(IOC)が定める「オリンピック憲章」で“to promote a positive legacy from the Olympic Games to the host cities and host countries (オリンピック競技大会のよい遺産を、開催国と開催都市に残すことを推進すること)”【出典: IOC, 公益財団法人 日本オリンピック委員会『Olympic Charter (オリンピック憲章)』】と述べられ、2020年に開催される東京大会の基本コンセプトの中でも「東京2020大会は、成熟国家となった日本が、今度は世界にポジティブな変革を促し、それらをレガシーとして未来へ継承していく。」【出典: 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ウェブサイト】と標榜されているように、「未来へ継承する資産」を指す言葉としても使われています。今後とも、意図を正確かつ分かりやすく伝える表現に努めていきますので、御理解をいただきますようお願いいたします。</p>	反映は困難である
3	2015/12/28	面談・来訪	提案意見	リストラが可能な制度の変更について	総務部	人事課	<p>地方公務員を免職できる場合については、地方公務員法第28条第1項等で定められており、法で定める場合以外での免職は困難です。また、地方公務員の採用については、地方公務員法等において期限の定めのない雇用を前提とした任命や給与の制度が設けられており、常勤職員において1年毎の雇用期間の更新による採用は困難と考えています。今後も引き続き法の適切な運用に努めてまいります。</p>	反映は困難である
4 (A)	2015/12/28	面談・来訪	提案意見	勤務時間中の携帯電話による通話について	総務部	人事課	<p>勤務時間中の携帯電話の使用については、御指摘のとおり、職務に関する使用もあるため、時間の制限等を設けることは困難であると考えています。一方で、勤務時間中の私用電話の使用は、緊急時の対応など必要最低限の使用に止めるべきと考えています。今回の御意見も踏まえ、勤務時間中の携帯電話の適切な使用について、様々な機会をとらえて注意喚起を行ってまいります。</p>	すでに実施している
5 (6) (A)	2016/2/3	電話	苦情	職員の通勤マナー等について	総務部	人事課	<p>御意見ありがとうございます。今回御指摘いただきました職員の行動により、不快感及び不安感を与えたことについてお詫び申し上げます。御指摘いただいているとおり、職員は始業時間である8時30分までに業務開始の準備を行い、8時30分から業務を開始できるよう、余裕を持った登庁を行う必要があることから、改めて職員に指導・徹底するとともに、県民の皆様からの信頼を損なうことのないよう服務規律の確保に努めてまいります。職員に対しては、かねてより、法令や社会規範はもちろんのこと、ルールやマナーを遵守し、三重県職員として県民の皆様からの信頼にこたえていくよう、研修等により注意を促しているところですが、県民の皆様にも不快感を与えることのないよう、改めて会議の場等も含め様々な機会を捉えて注意を徹底してまいります。</p>	すでに実施している

6 (5) (A)	2016/ 2/3	電話	苦情	職員の通勤 マナー等について	県庁本庁舎の職員の通勤マナーが悪く、大変迷惑です。夕方、職員駐車場から出てきた県職員の車が道路の車の列に無理やり割り込んで入ってきます。朝も8時30分ギリギリに通勤する職員の原付バイクが歩道を走って県庁の敷地に入って行くのをよく見かけます。幼稚園のお子さんが歩道を歩いていることも多く、危険です。また、8時30分ギリギリに県庁へ駆け込む職員も沢山いますが、民間ではもっと早く職場に着き、始業時間までに準備を整えています。朝、急いで出勤する県職員の車におられることもあります。もっと余裕をもって出勤し、交通マナーを守るべきです。先日、県庁に用事があったので一般駐車場に8時30分前に車で入った時のことですが、警備員の方は歩いて出勤する職員を優先させるため、来客である私の車を制止しました。来客を優先させるべきではありませんか。また、県職員用の駐車場は無料だと思いますが、有料にして、県の収入とすべきです。公務員優遇はやめて、民間にならうべきです。	総務部	管財課	御意見ありがとうございます。駐車場内での車両等の誘導につきまして、警備員に対して改めて注意喚起を行いました。また、職員駐車場の有料化については、地域庁舎等の県有施設には、交通不便地に所在する職場があり、人事管理上、職員を広域異動させるためには、自家用車通勤を前提とせざるを得ない場合が多々あるほか、多数の職員が公務出張に係る自家用車登録を行っている実情もあることから、公務能率の観点からも、困難であると考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
7	2016/ 2/12	電話	提案意見	電話転送時の電話について	県庁内の部署に電話をし、その電話を転送してもらったのですが、その時にかかっていた音楽が暗いと思いました。暗すぎると思っています。もっと明るい音楽にしたらどうですか。または、その音楽を県の政策などの説明をしたり、県からのメッセージを流したりして利用したらどうかと思いました。	総務部	管財課	御意見ありがとうございます。いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
8 (14)	2016/ 2/4	電子メール	要望	障がい者の権利への取組や労働条件について	障害者権利条約の批准と差別解消法の実現について、書かれているものを読みました。理念や理想は分かりますが、結果が見えないように思います。障がい者は、外見では分からない人や、中途から障がいを持った人、心の病の人もあります。スポーツをしたくても出来ませんし、仕事をしたくても健康な人と同じように出来ませんので、出来ない部分を知識や資格、経験で補えるような考え方を定着させてください。健康な時に、それなりの経験をし、技術や資格を持っていても、それを活用する場を与えられていません。企業も求めていないように感じます。だから、障がいを持つ人は皆、最低限の報酬で働いているのです。障がい者の持っている技術等を活かすことを企業の義務とし、最低限の報酬でなく暮らしが成り立つ程度の報酬も義務としてほしいです。ある事業所では、最低賃金が当たり前のような考えを持っています。「働き場所を提供している。ありがたいと思いなさい」というのはおかしいので、改めてほしいと思っています。このような少ない報酬で、若い人は暮らして行けるのかといつも心配しています。労働の量や、持っている資格、これまでの経験をふまえた、働き方ができるようにしてほしいです。	健康福祉部	障がい福祉課	この度は貴重な御意見をいただきありがとうございます。我が国が、平成19年9月に障害者権利条約に署名を行い、その後、平成26年1月の条約批准までの間、障害者基本法改正法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法など、障がい者施策推進のため、必要な法整備が進められてまいりました。御指摘の障害者差別解消法につきましては、平成28年4月に施行されることから、県では、国が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、職員の対応に関する要領を策定するほか、相談体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の設置検討、普及・啓発活動等の取組を進め、障がいを理由とする差別の解消を推進してまいりたいと考えています。	すでに実施している
9 (26)	2016/ 1/25	電子メール	提案意見	高校での簿記の必修化について	三重県の全ての高校で、簿記を必修にしてほしいと思います。日本国憲法では、国民に納税の義務、勤労の権利と義務、教育の機会の権利と保護者の義務を定めています。納税や勤労に対する知識は、税制度なくしては語れないと考えます。そこで、税制度の実質的な知識である簿記を、商業高校はもとより普通科高校を含めた全ての高校で行なって欲しいと思います。例としては、三重県に定住するために、Uターンを考えた場合、企業への雇用は難しいかもしれませんが、自ら個人事業主となるか、法人を設立すれば、定住につながる近道ではないかと思えます。その時に必要な知識は、簿記であると考えます。また、今は、あらゆる物を創作して発表できる環境があります。企業に雇用された人であっても、創作物から収入を得た時、税制度の知識、簿記の知識が必要になると思うからです。	環境生活部	私学課	高校の教育課程は、文部科学省が示す高等学校学習指導要領に基づき編成しています。その中で「簿記」は商業の科目として位置づけられていますが、必修科目にはなっていません。また、私立高校は、各法人が建学の精神に基づき、経営をするともに、各校の教育目標を達成するため学習指導要領の範囲で独自の教育課程を編成しています。私学課としては、各校の教育課程の編成に助言する立場ではありますが、強制することができないため、各法人の方針によることとなりますので御理解をいただきますようお願いいたします。	反映は困難である
10 (A)	2016/ 2/4	FAX	激励・賛同	交通事故相談窓口について	私は交通事故の被害者ですが、相手方の保険会社の対応に悩んでいた時に、広報で、三重県交通事故相談窓口がある事を知りました。相談員の方とお会いし直接話を聞いて頂いたり、電話でアドバイスを頂いたり、とても親身になって下さいました。三重県交通事故相談窓口の事を知らなかったら、今もまだ示談ができていなかったと思います。本当にありがとうございました。交通事故で悩んでいる人がいたら是非、交通事故相談窓口を利用してほしいと思います。	環境生活部	交通安全・消費生活課	交通事故相談窓口を御利用いただき、ありがとうございます。交通事故相談窓口では、相談員は相談者の立場に立った相談を心掛けております。今回の人身被害事故につきましては、面談等の種々の協議や交通事故紛争処理センター（名古屋）の斡旋を通して最終合意に至りました。相談員は、あくまでアドバイスなどのお手伝いのみで、相談者と御家族の長期にわたる努力と熱意で獲得された結果ですが、感謝のお声を糧に、今後とも交通事故相談業務に精励いたします。なお、周囲に交通事故の諸問題でお困りの方がいらっしゃれば、お気軽に御相談くださるようお願いください。交通事故相談窓口の詳細は、三重県公式ウェブサイト右上にあるサイト内検索にて「交通事故相談」で検索ください。	施策の参考とする
11 (A)	2016/ 2/1	電子メール	苦情	流木の処理について	流木の処理に困り、県に問い合わせたところ、「産廃業者に頼んで処理してもらってください。」と言われたので、依頼しました。すると、「これは一般廃棄物なので引き取れない。引き取ってしまうと、業者も、頼んだ人も、法律違反になる。」と言われました。結局、知人を頼り、処理してもらえるところを探しました。県の職員の回答が、間違っており、ましてや法律違反になるようなことを言われ、怒りを通り越し、あきれました。県の職員も色々仕事があり大変だと思いますが、今後はこのようなことがないようにお願いしたいと思います。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	この度は、職員の対応で御迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。普段から、県民の皆様からのお問い合わせにつきましては、質問内容を的確に把握したうえで適切な回答を行うよう努めているところです。今後は、このようなことが無いよう、職場ミーティング等の機会をとらえて注意を促してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。	すでに実施している

12	2016/2/12	電子メール	提案意見	四日市あすなろう鉄道について	四日市あすなろう鉄道（内部・八王子線）は、乗車人員の減少が続いており、維持修繕に多額の経費が必要で、四日市市が負担する部分が多いですが、国や三重県も負担すると聞きました。一部の人だけの為の赤字鉄道は必要ありません。利用者はどんどん減り、赤字が拡大しています。未来の子ども達にツケを残さないための決断が必要です。県知事の決断で、早期に廃線にしてください。反対があり無理なら、少しでも財政が立て直せるよう本数の削減等で、黒字化を目指して下さい。少数の人しか乗っていない電車の為に、踏切で車の大渋滞が出来たりしています。あすなろう鉄道にかけるお金を他の対策に使って下さい。	地域連携部	交通政策課	御意見ありがとうございます。鉄道を初めとする公共交通は人口減少や自動車交通の発達により、利用者の減少が続いており、経営環境は厳しくなっております。しかし、自動車を運転していない高齢者や免許を持たない学生などの交通弱者にとって、日常生活の移動を支えるために、公共交通は不可欠です。さらに、電車による公共交通のメリットとして、自動車より二酸化炭素排出量が少ないため、環境にやさしく、また自動車の利用者が減ると道路の交通量が減り、渋滞緩和につながります。鉄道を廃線にした場合、自動車の利用が増え、ますます渋滞が発生することが予想されます。これらのことから自動車に過度に頼る生活から自動車と公共交通を賢く使い分ける生活へとシフトし、公共交通を維持していくことが重要です。「四日市あすなろう鉄道」は沿線には大規模住宅地や多くの学校、医療機関があり、年間約360万人の利用があります。公共交通を維持していく観点から「四日市あすなろう鉄道」は公益性の高い交通手段であり、県は、鉄道を利用していただく上で必要な安全性や利便性向上のための施設整備に対し、国及び四日市市と協調して支援を行っております。（赤字補てんは行っておりません。）公共交通を守っていくことは、交通弱者の移動手段の確保、県民・市民の生活を守ることにつながります。御理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
13	2016/2/4	電子メール	提案意見	サミット記念弁当について	サミットを記念して、期間限定で「三重ブランド弁当」を作ったらどうでしょう。	農林水産部	フードイノベーション課	平素は、三重県の農林水産行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。また、この度は県産農林水産資源の利用について、御意見をいただきありがとうございました。さて、県では県産農林水産資源を活用し、農林漁業者及び食品関連事業者・大学・行政機関などの産学官の知恵や技術を集結・連携することにより、県内の農林水産資源を活用した新たな商品又はサービスの開発を促進し、もうかる農林水産業の実現や地域が抱える課題解決に向けた「みえフードイノベーション」に取り組んでいます。詳しくは、下記のホームページで公開しておりますので御覧ください。 http://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/foodinnovation/mie_food_innovation.htm このなかで、農林水産資源を使用した新たな商品を開発し、県産資源のPRや利用拡大を進めているところです。開発した商品は、下記のホームページで公開しておりますので御覧ください。 http://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/foodinnovation/shouhinitiran.htm また、御提案いただきましたようにサミットを契機にした県産資源のPRのため、県内事業者において製造された商品へのマーク表示や、飲食店での記念料理メニューの提供でサミットを応援する「伊勢志摩サミット開催記念コラボ企画」を開催しているところです。開催内容等は、下記のホームページで公開しておりますので御覧ください。 ●統一マークを商品に貼付して一斉に販売しよう 第1弾：http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2015110236.htm 第2弾：http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2016010359.htm ●伊勢志摩サミット記念料理フェア 第1弾：http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2015100409.htm 第2弾：http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2016010328.htm 御紹介させていただきました企画は、県民の皆様はもとより県外の方々にもPRや情報発信を行っておりますが、県だけでは十分な周知ができていないこともありますので、記念商品のご購入や記念料理のご賞味をいただくとともに、周辺の皆様方へのPR等を是非御協力くださいますようお願いいたします。御提案ありがとうございました。	すでに実施している
14 (8)	2016/2/4	電子メール	要望	障がい者の権利への取組や労働条件について	障害者権利条約の批准と差別解消法の実現について、書かれているものを読みました。理念や理想は分かりませんが、結果が見えないように思います。障がい者は、外見では分からない人や、中途から障がいを持った人、心の病の人もあります。スポーツをしたくても出来ませんし、仕事をしたくても健康な人と同じように出来ませんので、出来ない部分を知識や資格、経験で補えるような考え方を定着させてください。健康な時に、それなりの経験をし、技術や資格を持っていても、それを活用する場を与えられていません。企業も求めているように感じます。だから、障がいを持つ人は皆、最低限の報酬で働いているのです。障がい者の持っている技術等を活かすことを企業の義務とし、最低限の報酬でなく暮らしが成り立つ程度の報酬も義務としてほしいです。ある事業所では、最低賃金が当たり前のような考えを持っています。「働き場所を提供している。ありがたく思いなさい」というのはおかしいので、改めてほしいと思っています。このような少ない報酬で、若い人は暮らして行けるのかといつも心配しています。労働の量や、持っている資格、これまでの経験をふまえた、働き方ができるようにしてほしいです。	雇用経済部	雇用対策課	労働者の給与・報酬については、最低賃金法において、労働の対価として企業が支払うべき、時間あたりの賃金の最低額が定められています。また、県内の障がい者雇用の状況も少しずつ改善されてきております。県としては、障がい者の方が、その方の技術や経験を活かすことができるよう、就労の支援をしていくとともに、障がい者を理由に不利益を受けることがないように、雇用の分野においても差別の解消に向けた取組を推進してまいります。	すでに実施している
15	2016/1/25	電子メール	提案意見	世界的なレストランランキングにおける快挙について	2015年12月に発表された、フランス政府主催の世界ベストレストランランキングにおいて、三重県内のあるフレンチレストランが世界552位に選ばれました。日本のレストランでは127件が選出されていますが、東京や京都の名店や高級店が大半です。世界的に注目されていたレストランランキングに地方の個人経営のレストランが選出されたことは、すごい快挙です。地方創生に取り組む政府方針や伊勢志摩サミットを控えて、世界に三重県をアピールする中でのニュースであり、三重県でも大きく取り扱ってもよい話題と思い投稿いたしました。	雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	貴重な御意見いただき、ありがとうございます。三重県では、平成27年7月に食の産業振興ビジョンを策定し、食関連産業の振興に向けて、素材の磨き上げ、商品開発支援、販路開拓支援、情報発信、多様な連携を生み出す仕組みづくり、人材の育成等に取り組んでおります。伊勢志摩サミット開催により三重県の食材や食文化に対する国内外からの注目や関心が高まる中で、三重のレストランが選出されたことは大変喜ばしいことと考えております。今後、様々な取組を進めていく中で、いただいた御意見も参考にしながら、より一層食の産業振興に向けて努力して参りますので、御支援、御協力いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする

16 (1) (25)	2016/ 1/20	電子 メール	提案意 見	サミット記 念給付型奨 学金制度に ついて	数日前、伊勢志摩サミット記念館を作る計画があるという記事を見ました。数億円規模の事業になるとは思いますが、その予算を記念館というハコモノより、サミット記念奨学金の基金にしてはどうですか。記念館を作ってもその維持費、運営費に見合うだけの入館者があるのでしょうか。数年ですたれてしまうのではないのでしょうか。それよりも、三重県独自の給付型奨学金を作って、少しでもいい人材が育つようにしたほうが有益だと思います。もちろん、給付を受けたら将来三重で就職するという狭い見方はなしにしてです。そうすれば三重出身者で、ノーベル賞受賞者や、国際的に活躍する人材が出るかもしれません。現在、奨学金とは名ばかりの借金に苦しんでいる学生がたくさんいます。経済的な問題で進学をあきらめる若者も多いと思います。先進国で給付型の奨学金がないのは恥ずべきことだと思います。人を育てれば、何十年後かには地域が、国が育ちます。ぜひ、目に見えるハコモノ成果より、見えない教育にお金をかけてください。	雇用 経済部	サ ミ ッ ト 総 務 課	伊勢志摩サミット記念館（仮称）については、記念館を設置することによって、サミット後も三重県、伊勢志摩でサミットを開催したことが記憶に残る場所を造りたいと考えています。設置時期については、平成28年度内から開催1年後の間を目途として、サミット開催の記念となるにふさわしく、既存の建物を生かせ、多くの人が訪れることのできる場所を検討中です。展示内容については、首脳会議場等での調度品、三重県情報館（仮称）での展示品を始め、動画の利用等、動的な要素も盛り込み、子どもたちの学習機会の場となるような体験型の要素を含めた展示等も検討いたします。なお、サミット開催を次世代を担う若者の育成につなげるため、高校生サミットの開催や大学生・留学生との交流事業の実施等を計画しています。また、サミット開催に際して、海外報道関係者の円滑な取材・報道活動を支援するため、国際メディアセンターや県内主要駅等に設置するインフォメーションセンター等において、外国語で交通や観光等の案内を行うボランティアを募集しました。参加者には、語学研修及び接遇研修を受講していただき、今後の活動を見据えたレベルアップを図るとともに、サミット開催後に、県内で開催される国際会議等や外国人観光客へのおもてなし及び各種ボランティアにおいて引き続き活動できる仕組みづくりにも取り組んでいきます。	施策 の参 考と する
17	2015/ 7/21	電子 メール	提案意 見	伊勢志摩サ ミットの ソーシャル メディアの 利用につ いて	三重県は、伊勢志摩サミット開催決定を機に、ツイッターアカウントとフェイスブックアカウントを取得して、情報発信を行っています。このツイッターアカウントとフェイスブックアカウントは、どこの誰に向けてどのような情報を発信する目的で、行われているのか教えてください。私は、フェイスブックとツイッターを利用するのなら、海外に向けて英語表記で情報発信を行って欲しいと思います。日本語での情報発信は、既に他のソーシャルメディアアカウントにて行っております。また、国内向け情報発信は、県政記者クラブにより行われております。今必要なものは、海外向けの情報発信だと思います。よろしくお願いします。	雇用 経済部	サ ミ ッ ト 事 業 推 進 課	貴重な御意見ありがとうございます。SNSを用いて「誰に」、「何を」発信しているかにつきましては、「誰に」については、三重県、伊勢志摩サミットに興味・関心をお持ちの方に、また、「何を」については、伊勢志摩サミット三重県民会議の諸活動（各事業や関連する活動）のトピックとしています。英文化の対応については、伊勢志摩サミット三重県民会議公式HPについてのみ、2月中旬を目途に準備中です。	施策 の参 考と する
18	2015/ 9/3	電子 メール	提案意 見	伊勢志摩サ ミットのシ ンボルマー クについて	なぜ伊勢志摩サミットにシンボルマークが必要なのですか。税金の無駄遣いは止めて、そのお金を福祉にまわしてしてください。	雇用 経済部	サ ミ ッ ト 事 業 推 進 課	貴重な御意見ありがとうございます。シンボルマークは「旗印」であり、数多くの方が関わる伊勢志摩サミット三重県民会議の活動を象徴したものです。このシンボルマークのもと、一人でも多くの県民や企業、団体の皆様に関わっていただき、安全・安心で「三重県で開催して良かった」と言っていただけのように、事業を進めて参ります。	反映 は困 難と ある
19	2016/ 2/17	封書・ 葉書	提案意 見	三重ごみ固 形燃料発電 所の視察に ついて	伊勢志摩サミットの開催100日前ウィークイベントとして開催された「ASEAN環境フォーラム in 三重」において駐日大使らが「日本の環境技術を他国に広めることは重要だ」などと述べたという新聞報道を見て、全くその通りと拍手致します。それにつきまして、次の件を提案致します。貴庁企業庁が執行した、桑名市内の「三重ごみ固形燃料発電所の視察」です。2億円の赤字で平成32年には廃止と決定している様ですが、効率の良い施設に改良すれば黒字に転換できます。それが「環境技術の向上」です。	企業 庁	電 気 事 業 課	貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございます。御提案いただきました発電所施設の視察につきまして、資源循環型社会の構築と未利用エネルギーの有効活用を促進することを目的に、事前にお申し込みをいただいた方を対象とした施設見学を実施しているところです。 (問い合わせホームページ) http://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/12609013145.htm なお、RDF焼却・発電事業につきましては、関係市町と県とで構成するRDF運営協議会において、経済性やごみ行政の観点などから協議を重ねた結果、事業期間を平成32年度末までと決定されておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。今後とも企業庁が運営する三重ごみ固形燃料発電所について御理解、御協力をお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
20	2016/ 2/8	電子 メール	提案意 見	知事報酬に かかる条例 改正につ いて	昨日の新聞によると、一期目の選挙公約で知事報酬（給与・賞与・退職金）の減額で当選し、二期目は増額の選挙公約をしないで、いわば内密のうちに条例改正をするのは県民をばかにする行為ではないですか。減額を公約したのですから、増額も選挙公約して、再度選挙をすべきであり、条例改正は認めるべきではありません。議長の返事をお聞かせください。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	県議会に御意見をいただき、ありがとうございます。条例案につきましては、所管の常任委員会で詳細審査を行ったのち、本会議において適切に諮るものと認識しています。なお、いただきました御意見は全議員に周知します。	施策 の参 考と する
21	2016/ 2/9	電子 メール	要望	みえ高校生 県議会への 要望につ いて	平成28年度に、第2回みえ高校生県議会を開催することを知りました。そこで、お願いがあります。前回参加した高校以外の高校を、積極的に参加させてほしいと思います。幅広い地域から参加を呼びかけてほしいです。今回は、津市や四日市市など北中勢の学校が中心でしたが、南勢にある学校からの参加も呼びかけて下さい。また、県議会での高校生議会だけでは、高校所在地自治体の問題について、周知することはできないので、高校所在地の各市町自治体でも、高校生からの意見を聞く仕組みを検討するように、依頼してほしいと思います。高校所在地の地域活性化を高校生が考えることは、その地域への定住を促すためにも重要なことだと考えます。また、高校生議会を通して、課題を見つけてそれに対して対策を議論し、それを発表することは、高校生の主権者教育の側面からも有益だと考えます。三重県高校生議会の開催を毎年開催することを要望します。よろしくお願いします。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	県議会に御意見をいただき、ありがとうございます。みえ高校生県議会につきましては、三重県内の全ての高等学校等に募集案内を行い、参加を呼びかけることを予定しています。また、高校生からの意見を聞く仕組みを検討するかどうかは各市町や市町議会の判断になりますが、ホームページ等を通じて、みえ高校生県議会の周知を行っていきたく考えています。なお、次回のみえ高校生県議会は、平成28年8月に開催する予定ですが、その後の開催については、三重県議会の広聴広報会議で検討することとなります。いただきました御意見は全議員に周知します。	施策 の参 考と する

22	2016/2/16	電話	提案意見	三重県議会議員の議員報酬、期末手当及び政務活動費について	私が見ていると、議員は当選期数によって業務の質が違うと思うため、当選期数別に議員報酬の差を設けてほしいです。代表者会議において、議員の期末手当の支給割合について議論されていますが、議員と知事及び副知事とは役割や業務内容も異なることから、知事・副知事等特別職と同様に支給割合を引き上げることに反対です。政務活動費は、特例減額が終了した平成27年4月30日から条例額の一人当たり会派分15万円、議員分18万円に戻っていますが、県財政が厳しいと思うため、議員分18万円は減額すべきだと思います。	議会事務局	議会事務局	いただきました御意見は全議員に周知します。	施策の参考とする
23	2016/1/22	電子メール	苦情	会議録の更新について	平成27年度教育委員会定例会会議録について、そろそろ更新して下さい。対応が遅過ぎます。お役所体質を改善して下さい。	教育委員会	教育総務課	県ホームページへ掲載しております、平成27年度教育委員会定例会の会議録につきまして、更新が遅れており、大変申し訳ございませんでした。現在、平成27年11月分を更新させていただいているところです。同年12月分以降につきましても、随時更新してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。	すでに実施している
24(B)	2016/1/25	電子メール	要望	暴風雪警報発表時の対応について	県立高校に通学している子どもがいます。先日、暴風雪警報発表時、学校からは、休校にはならない旨、説明があったそうです。先生も県に問い合わせたところ、前例が無いと説明を受けたそうです。子ども達の安全を確保する為、暴風雪警報発表時の対応を早急に検討していただくようお願いいたします。	教育委員会	教育総務課	御意見をいただきありがとうございます。三重県教育委員会では、「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業の実施について」（昭和41年9月7日三重県教育委員会公告、平成25年12月9日最終改正）により、暴風警報や特別警報等が発表された場合の、県立学校の対応を定めています。この中で、暴風警報、特別警報以外の注意報又は警報が発表された場合も、地域によっては、暴風警報、特別警報が発表された場合に準じて適切な処置を講ずるものとしており、暴風雪警報発表時に学校長の判断により休校等の処置を取ることができます。ただし、暴風雪警報発表時の対応として明記はしておりません。「暴風雪警報」の発表基準は、「暴風警報」の発表基準に「雪を伴う」が加えられたものです。このため、児童生徒の安全確保の観点から、「暴風雪警報」発表時には、「暴風警報」発表時と同様に対応することが必要と考えますので、早急に暴風雪警報発表時の県立学校の対応について検討してまいります。今後とも、児童生徒の安全確保について一層の推進に取り組んでまいります。	今年度内に反映したい
25(1)(16)	2016/1/20	電子メール	提案意見	サミット記念給付型奨学金制度について	数日前、伊勢志摩サミット記念館を作る計画があるという記事を見ました。数億円規模の事業になるとは思いますが、その予算を記念館というハコモノより、サミット記念奨学金の基金にしようというのですか。記念館を作ってもその維持費、運営費に見合うだけの入館者があるのでしょうか。数年ですたれてしまうのではないのでしょうか。それよりも、三重県独自の給付型奨学金を作って、少しでもいい人材が育つようにしたほうが有益だと思います。もちろん、給付を受けたら将来三重で就職するという狭い見方はなしにしてください。そうすれば三重出身者で、ノーベル賞受賞者や、国際的に活躍する人材が出るかもしれません。現在、奨学金とは名ばかりの借金に苦しんでいる学生がたくさんいます。経済的な問題で進学をあきらめる若者も多いと思います。先進国で給付型の奨学金がないのは恥ずべきことだと思います。人を育てれば、何十年後かには地域が、国が育ちます。ぜひ、目に見えるハコモノ成果より、見えない教育にお金をかけてください。	教育委員会	教育財務課	整理番号1の戦略企画総務課の回答と同じです。	反映は困難である
26(9)	2016/1/25	電子メール	提案意見	高校での簿記の必修化について	三重県の全ての高校で、簿記を必修にしてほしいと思います。日本国憲法では、国民に納税の義務、勤労の権利と義務、教育の機会の権利と保護者の義務を定めています。納税や勤労に対する知識は、税制度なくしては語れないと考えます。そこで、税制度の実質的な知識である簿記を、商業高校はもとより普通科高校を含めた全ての高校で行なって欲しいと思います。例としては、三重県に定住するために、Uターンを考えた場合、企業への雇用は難しいかもしれませんが、自ら個人事業主となるか、法人を設立すれば、定住につながる近道ではないかと思えます。その時に必要な知識は、簿記であると考えます。また、今は、あらゆる物を創作して発表できる環境があります。企業に雇用された人であっても、創作物から収入を得た時、税制度の知識、簿記の知識が必要になると思うからです。	教育委員会	高校教育課	御意見ありがとうございます。御指摘いただいたとおり、高校生が税に関する知識を学び、国民としての義務と権利について理解を深めることは大切なことと考えています。県立高等学校においては、学習指導要領に基づいて、各学校・学科の特色を生かした教育課程の編成に努めており、教育課程に簿記を位置づけている学校だけでなく、全ての高校生が公民科の授業で税に関する内容を学習しています。加えて、税務署等へのインターンシップ体験、税に関する出前講座や税に関する作文への応募など、税に関して学ぶ機会を設けている学校もあります。県教育委員会では、今後とも、各県立高等学校において税に関する学習の機会が充実・拡大するよう関係機関等と連携してまいります。	反映は困難である